

第2 パッケージ型消火設備

I 概要

1 構成

パッケージ型消火設備とは、屋内消火栓設備の代替として設置することができる設備であり、人によりホースを延長し、ノズルから消火剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備で、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等及びこれらを収納する格納箱で構成されている。

2 用語の意義

- (1) 格納箱とは、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置及び加圧用ガス容器等を収納した箱をいう。
- (2) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中括弧書きで除かれている出入口を含む。

II 細目

1 機器★

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。

2 設置要件

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示 12 号。以下「12 号告示」という。）第 3 の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に該当しない場所は、次の（1）及び（2）に適合する場所又は（3）若しくは（4）に適合する場所であること。

- (1) 火災の際煙が有効に排除でき、安全に初期消火を行うことができる場所として、次のアからウまでのいずれかに該当する場所
 - ア 壁面のうち、長辺の一边（柱、はり等の部分を除く全面）について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の 1 / 2 以上が常時外気に直接開放されている場所
 - イ 外気に直接開放された開口部で、かつ、開放部分の合計面積が当該場所の床面積の 15%以上ある場所

ただし、開口部が著しく偏在する場所（開口部が一面のみにある場所、階高（天井がある場合は天井高）の概ね 1 / 2 より下方のみに開口部がある場所等）は除く。
 - ウ 建基政令第 126 条の 3 の規定によるほか、次の（ア）又は（イ）の基準に適合する構造の排煙設備が設置されている場所
 - (ア) 手動開放装置

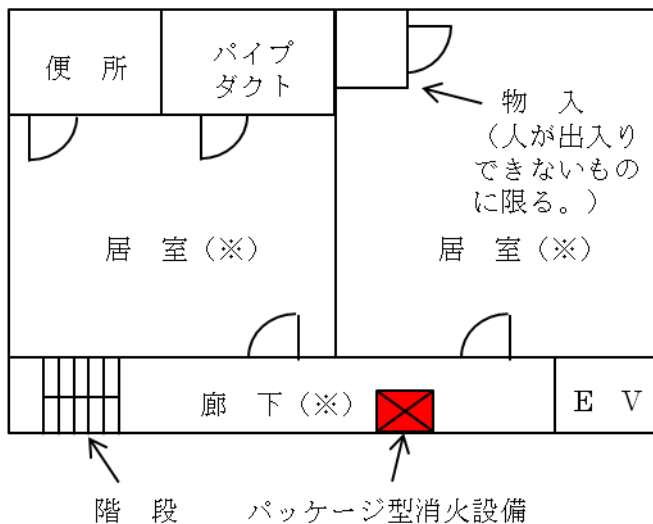
手動開放装置は、次の a 及び b に適合すること。

なお、引違い窓、押出し窓、開き窓、回転窓等の手掛け等は、手動開放装置として取り扱えないこと。

 - a 手動開放装置は、一の動作により、当該手動開放装置が設けられている防煙区画（建基政令第 126 条の 3 第 3 号に規定する防煙区画をいう。以下同じ。）内の全ての排煙口が開放されること。
 - b 排煙口が設けられている部屋の出入口付近、パッケージ型消火設備の設置場所付近等火災の際に容易に操作できる場所に設けること。
 - (イ) 自動開放装置

自動開放装置は、煙感知器との連動により、当該感知器が設けられている防煙区画内の全ての排煙口を開放することができる構造であること。
- (2) 初期消火に失敗した際に、容易に避難できる場所として、次のアからオまでのいずれかに該当する場所
 - ア 省令第 28 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場所

- イ 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハ中括弧書きの消防庁長官が定めるものとして、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号) 第 3 第 2 号に該当する場所
 - ウ 外気に直接開放された開口部又は随時開放できる開口部から容易に避難できる場所
 - エ 避難口に面しない室のうち、当該室が前イの基準に適合し、かつ、当該室の出入口付近において避難口を容易に見とおすことができる(第 3 章 第 1 節 第 18 誘導灯及び誘導標識 I. 2. (20) の例によること。) 場所
 - オ 避難口誘導灯又は通路誘導灯が有効に設置されている場所
- (3) 前(1)及び(2)に適合する場所から、パッケージ型消火設備により容易に消火できる場所として、次のアからエまでのいずれかに該当する場所(第 2-1 図参照)
- ア 浴室、局部的な便所(居室等に附属する便所をいう。)又はこれらに付随した小規模な洗面所
 - イ 収納庫(人が出入りできないものに限る。)
 - ウ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
 - エ 階段



左図の場合、便所、パイプダクト、物入、EV及び階段は、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できるため、当該部分はそれぞれ「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

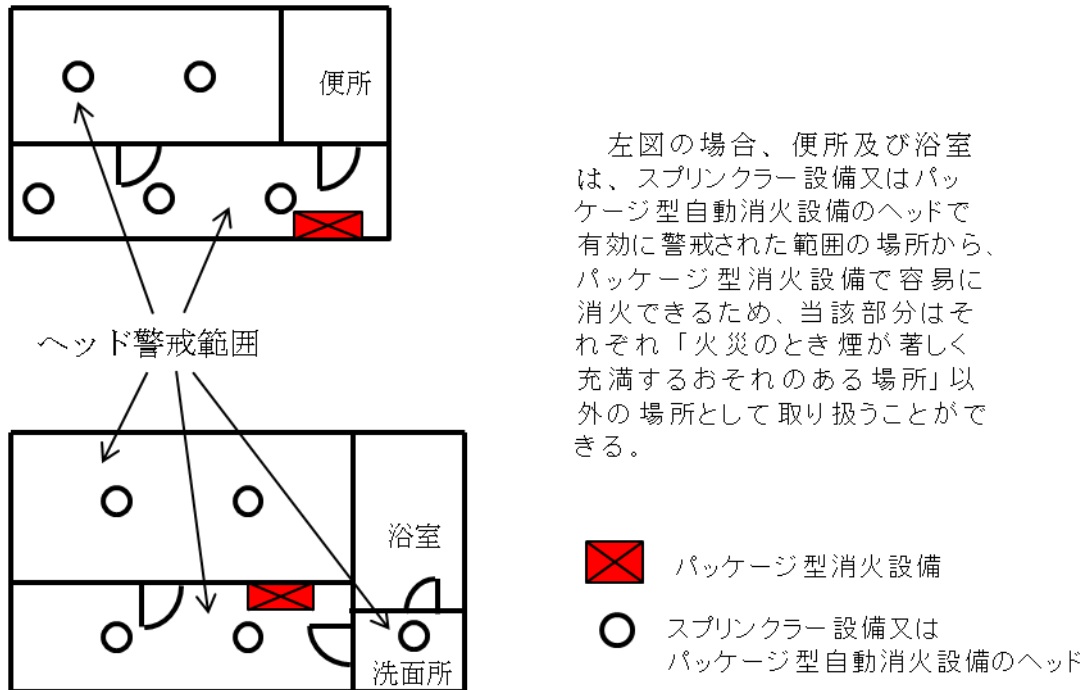
なお、居室が「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に該当する場合は、便所、パイプダクト及び物入もそれぞれ「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」となる。

※ 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所

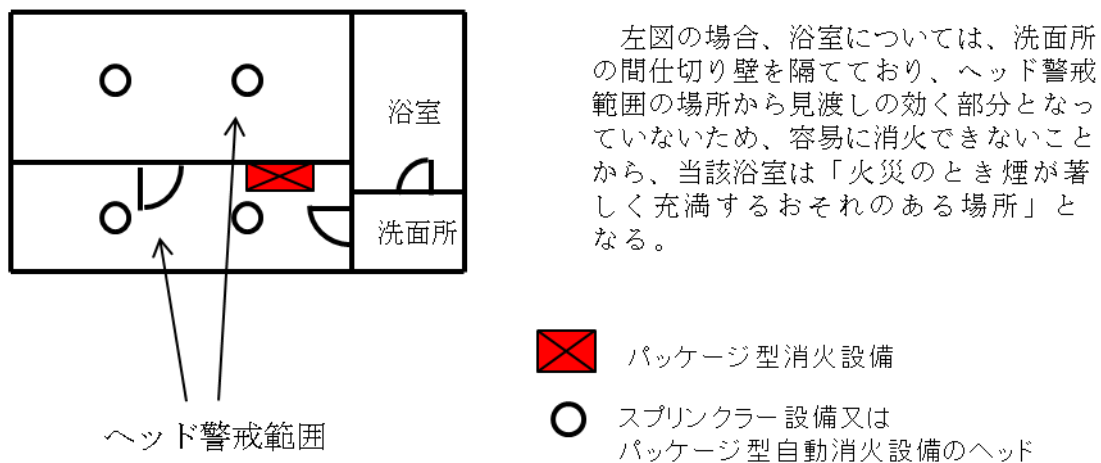
第 2-1 図

- (4) 省令第 13 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に掲げる場所のうち、スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備のヘッドで有効に警戒された範囲(以下この項において「ヘッド警戒範囲」という。)の場所から、パッケージ型消火設備により容易に消火できる場所

この場合、当該場所は可燃物が少なく、かつ、ヘッド警戒範囲の場所から見渡しの効く場所であること。(第2-2図、第2-3図参照)



第2-2図



第2-3図

3 設置場所★

設置場所は、12号告示第4第1号から第4号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 廊下、通路又は階段付近等で多数の者の目にふれやすく、すみやかに操作ができる場所に設けること。
- (2) パッケージ型消火設備の設置位置は、各階の区画の状況、什器・荷物のレイアウト計画及び規模等により歩行距離で有効に消火できるよう配置すること。この場合

歩行距離の有効長さは、設置される格納箱に収容されているホースの長さとする。

- (3) 主要構造部が耐火構造である防火対象物の階のうち、エレベーター機械室、ポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途のみが存する階で、直上階又は直下階のパッケージ型消火設備により有効に注水することができる場合にあっては、当該階にパッケージ型消火設備を設置しないことができる。

4 灯火及び標識等★

灯火及び標識等は 12 号告示第 4 第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 赤色の灯火は、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるように設けること。
- (2) パッケージ型消火設備の格納箱に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は、赤色の灯火を設けないことができる。
- (3) パッケージ型消火設備の格納箱の扉面の裏面には、操作の各手順を図示するとともに、簡略な説明文等示す表示シールを貼付すること。
- (4) パッケージ型消火設備の格納箱には、当該パッケージ型消火設備が防護する範囲を明示した階の見取図を設けること。この場合、パッケージ型消火設備が防護する範囲とは、設置される格納箱に収容されているホースの長さにより、有効に消火できる範囲をいうものであること。
- (5) 電源は、第 3 章 第 1 節 第 2 屋内消火栓設備 II. 5. (2) を準用すること。